

正誤表

平成 26 年 2 月 28 日付で公告しておりました「平成 25 年度沖縄県アスベストデータベース作成（建築物位置特定）」について、仕様書の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

平成 26 年 3 月 3 日
土木建築部建築指導課

記

修正箇所 仕様書 第 2 章 第 9 条

誤				正																											
(数量等) 第 9 条 本業務の参考積算、数量は以下のとおりとする。				(数量等) 第 9 条 本業務の参考積算、数量は以下のとおりとする。																											
<table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>概要書の PDF 化</td><td>約 132,000 件</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>建築物位置特定</td><td>約 75,400 件</td><td></td></tr></tbody></table>				No.	作業項目	数量	備考	1	概要書の PDF 化	約 132,000 件		2	建築物位置特定	約 75,400 件		<table border="1"><thead><tr><th>No.</th><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>概要書の PDF 化</td><td>約 63,900 件</td><td>昭和 63 年度まで</td></tr><tr><td>2</td><td>建築物位置特定</td><td>約 32,000 件</td><td>昭和 63 年度まで</td></tr></tbody></table>				No.	作業項目	数量	備考	1	概要書の PDF 化	約 63,900 件	昭和 63 年度まで	2	建築物位置特定	約 32,000 件	昭和 63 年度まで
No.	作業項目	数量	備考																												
1	概要書の PDF 化	約 132,000 件																													
2	建築物位置特定	約 75,400 件																													
No.	作業項目	数量	備考																												
1	概要書の PDF 化	約 63,900 件	昭和 63 年度まで																												
2	建築物位置特定	約 32,000 件	昭和 63 年度まで																												

以上

平成25年度アスベストデータベース作成（建築物位置特定業務）の一般競争入札の実施について地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。
平成26年2月28日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託名 平成25年度アスベストデータベース作成（建築物位置特定業務）
- (2) 委託場所 沖縄県全域（那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市は除く）
- (3) 委託内容

本業務は、建築物のアスベスト対策を公平かつ着実に推進するための「建築物アスベストデータベース」の整備を目的とし、次に掲げる業務を実施するものとする。

ア 沖縄県各土木事務所に保管されている建築計画概要書をPDFデータ化する。
イ 甲が提供するASP上で利用できる電子化支援システム及び建築行政共用データベースから抽出した建築確認情報並びに本委託業務で作成した概要書のPDFデータを用いて、地図データ上での「建築物位置特定業務」を行う。

- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成26年9月30日まで
- (5) 本委託は、紙による入札手続きを行う。
- (6) 本委託は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 資本金が500万円以上である法人であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 沖縄県内に事業所（契約可能な本店又は支店等）があること。
- (6) プライバシーマークの認定またはIS027001認証を有している者であること。
- (7) 入札参加資格確認申請期限日から当該委託業務の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 本委託業務に際し、この公示または、仕様書に合致した業務を確実に履行できる者であること。

3 入札場所及び日時

入札書（第2号様式）は、持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

(1) 入札について

持参日時：平成26年3月17日（月）午前10時20分

持参場所：沖縄県土木建築部第2会議室（県庁11階）

※応募時に提出した一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）
の写しを持参すること。

開札日時：平成26年3月17日（月）午前10時30分

4 資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認申請書（第1号様式）の提出期間等

ア 提出期間：平成26年2月28日（金）から平成26年3月12日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出方法：持参による。

ウ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部建築指導課

電話番号 098-866-2413

エ 提出部数：2部（紙ファイルに綴じ、背表紙に委託名、会社名を記載すること。）

5 資格確認資料の提出と競争参加資格の確認

(1) 落札候補者の資格確認

本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行うため、応募時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、第4号様式を表紙として、必要資料をファイリングし、持参により提出しなければならない。期限までに資格確認資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、落札候補者は、上位のものから順に3者（上位のものと同額のものが複数いる場合はこの限りでない。）を決定し、資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの競争参加資格の審査は行わないものとする。

※「資格確認資料」とは、以下の様式等をいう。

- ・公告に添付した資格確認申請書（第1号様式）の資格確認の各項目に記載した必要書類

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、平成26年3月17日（月）午後5時（予定）ま

でに対象業者あてに連絡する。

イ 資格確認資料の提出期限：平成26年3月19日（水）までとする。

なお、期限内に限り、一度提出した資格確認資料の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

ウ 資格確認資料の提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部建築指導課

電話番号 098-866-2413

(2) 競争参加資格の確認結果通知

平成26年3月24日（月）（予定）までに書面にて通知する。

なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札者決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

沖縄県財務規則第100条第1項の規定により入札保証金を納めなければならない。

ただし、同条第2項に該当する場合はこの限りでない。

(2) 契約保証金

沖縄県財務規則第101条第1項の規定により契約保証金を納めなければならない。

ただし、同条第2項に該当する場合はこの限りでない。

7 入札書に記載する金額入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、委託名及び委託する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札書は、封書にして提出すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合で委任状（様式第3号）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (5) 当該委託の資格確認申請書（第1号様式）の写しを提出すること。
- (6) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる所以入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

9 委託費内訳書の提出

本委託は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

委託費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、委託名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。

- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された委託費内訳書について説明を求めることがある。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札。
- (2) 資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

11 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

12 支払い条件

部分払2回までを限度とする。その請求額は、出来高の9割とする。

13 その他

- (1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争契約入札心得、委託契約約款及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 工期は、事情により変更することがある。
- (8) 最低制限価格は設定しない。
- (9) その他については、入札説明書による。

14 本案件に関する質問・回答

(1) 入札及び契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部建築指導課 業務班

電話番号 098-866-2413

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部建築指導課 指導班

電話番号 098-866-2413

ア 提出期間：平成26年2月28日（金）から平成26年3月10日（月）の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所：上記(2)と同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。

エ 回答日：3月12日（水）午後2時予定

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答日から平成26年3月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：上記(2)において閲覧に供するほか本ページ下欄に掲載する。

15 留意事項

本手続きは県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、平成26年2月定例県議会におい

て本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。